平成２４年（フ）第９６３号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番409―107号、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水1928番地
破産者　上原　政**隆**
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
神戸市兵庫区本町１丁目４番23―603号、従前の住所神戸市垂水区桃山台２丁目12番地の19
破産者　石井　修二
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１６号
兵庫県相生市旭２丁目21―37、住民票上の住所愛知県知多市寺本新町２丁目230番地の３
破産者　武末　将臣
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２５号
奈良市西大寺北町３丁目４番23―202号、前住所奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地９―107
破産者　丸山　直彦
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９号
愛媛県松山市小坂４丁目20番18号　セジュール小坂Ｂ202号、開始決定時の住所愛媛県松山市味酒町２―13―15　味酒ビル203号
破産者　沼田　一明
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市吉野町3390番地４
破産者　横瀬　千鶴
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
茨城県水戸市上水戸２丁目１番27号
破産者　小野　正純
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２３２号
静岡県沼津市大岡1871番地の１　ＥＴハイツ301
破産者　木村　利明
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
愛知県江南市中奈良町本郷東82番地
破産者　伊藤　好明
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５４号
愛知県一宮市大志１丁目４番15号
破産者　馬場　勝弘
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１０４号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園、前住所愛知県岡崎市美合町字地蔵野23番地４　旭荘７
破産者　嶋田寿寿代
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
愛知県刈谷市青山町１丁目160番地１　キャスリオン青山203号
破産者　横山　　守
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
愛知県西尾市今川町土井堀20番地２
破産者　春田八千代
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目27番５号泰中ハイツ201号、前住所兵庫県尼崎市築地５丁目９番１号
破産者　新橋　一郎
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６３号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目18番15号
破産者　力武　真二
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６４号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目18番15号
破産者　力武多英子
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８０号
和歌山県橋本市高野口町大野1900番地の３　関口八郎方、申立時の住所和歌山県橋本市高野口町向島41―12　三井アパート２階４号
破産者　新宅　定夫
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２００号
和歌山県橋本市高野口町応其25番地の４
破産者　矢野　増雄
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係